

令和2年度普通会計決算認定特別委員会

令和3年10月12日（火）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

岩佐委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（13時02分）

これより、農林水産部関係の審査を行います。

まず、理事者から説明を受けることにいたします。

森口農林水産部長

農林水産部の主要施策の実施状況及び決算額につきまして、普通会計決算認定特別委員会説明資料に基づき、御説明をさせていただきます。

1 ページでございます。

令和2年度農林水産部主要施策の成果の概要でございます。

令和2年度は、スマート農林水産業の実現に向けた取組や経済グローバル化対策、農山漁村地域の強靱化^{じん}に向けた施策を重点的に推進するとともに、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画に盛り込んだ、もうかる農林水産業の実現を図るため、所得向上につながる各種施策に取り組みました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、本県農林水産業関係者の業と雇用を守るための支援を実施するとともに、県内外における高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、発生防止、まん延防止のための緊急対策を行いました。

まず、1、人を「育む」でございます。

（1）から（4）、農業・林業・水産業の担い手育成及び確保について、農業分野におきましては、新たに最先端技術を習得するための施設園芸アカデミーを開講するとともに、徳島かんきつアカデミーの研修拠点としてかんきつテラス徳島を整備し、実践力の高い人材の育成を推進してまいりました。

さらに、林業・漁業の各アカデミーにおいても、意欲ある担い手の育成、確保など、多様な人材の就業、定着を支援してまいりました。

2 ページでございます。

（5）農林水産関係団体の組織強化と指導の実施については、各団体が主体的に取り組む組織再編の支援及び経営基盤の強化を促進いたしました。

続きまして、2、生産を「増やす」でございます。

（1）水田農業の振興については、あきさかりの生産拡大に向けたスマート技術の導入支援による競争力強化など、徳島ならではの米作りにより、農家の経営安定を図ってまいりました。

（2）園芸農業の振興でございます。産地、流通の構造改革に取り組むとともに、関西、首都圏の消費者ニーズを踏まえたマーケットイン型産地の形成を推進いたしました。

（3）畜産業の振興については、畜産GAPの認証取得など、県産畜産物の国内外の需要を取り込むための環境整備を促進してまいりました。

（4）林業及び木材産業の振興については、航空レーザ測量のデータを活用した路網整

備や先進機械の導入などを進め、県産材の更なる増産を図るとともに、新たに木育の中核施設、徳島木のおもちゃ美術館の整備を進めました。

3ページでございます。

（5）水産業の振興については、増産に向けた資源管理型漁業や栽培漁業の推進、AI等の先端技術を活用したスマート水産業の展開など、競争力の高い産地づくりに向けた取組を推進いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業関係者等に対し、業と雇用を守り、需要創出につながる施策を実施いたしました。

（6）オープンイノベーションの加速では、農林水産3分野のサイエンスゾーンにおいて、産学官の連携による新品種、新技術の開発に加え、IoT、AIなどを活用したスマート農林水産業の推進などに取り組みました。

（7）安全・安心な食料の安定的な供給では、エシカル農産物の需要拡大に対応するため、有機農業等の環境保全型農業の推進や、高病原性鳥インフルエンザなどの発生予防、まん延防止に向けた危機管理体制を強化してまいりました。

（8）食育・地産地消の推進については、健全な食生活の実践や野菜摂取量アップを図るため、食文化の普及啓発活動や食育リーダーの育成、支援に取り組むとともに、地産地消を推進する取組を実践してまいりました。

4ページでございます。

3、マーケットを「拓く^{ひら}」でございます。

（1）進化するとくしまブランドの展開においては、首都圏、関西、県内、海外の各市場の実情に応じたマーケットイン型の生産、販売振興など、本県の豊かな食、阿波ふうどの認知度向上と販売拡大に取り組みました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響対策として、ECサイトを活用した県産品のプロモーション活動や首都圏での消費拡大を図る取組を実施してまいりました。

（2）6次産業化の促進については、生産者、関係事業者等とのネットワーク構築を支援するとともに、六次産業化研究施設の活用促進により、加工品の開発を支援いたしました。

（3）海外展開の促進については、販売ルートをより太い幹に育てる、大胆な発想と知恵で新たな市場にチャレンジするといった5本柱の戦略で、とくしまブランドの海外展開に取り組みました。

続きまして、4、生産を「支える」でございます。

（1）から（3）、農業・林業・漁業の生産基盤の整備及び保全については、ほ場の整備、農業用水のパイプライン化、林道等の路網、漁港、海岸などの基盤整備をはじめ、老朽化した施設の長寿命化、耐震化等に取り組んでまいりました。

（4）南海トラフ直下型地震への対応については、「とくしまー0作戦」地震対策行動計画に基づき、海岸保全施設や老朽ため池の整備、農林道の整備による緊急輸送ネットワークの確保対策等を推進しました。

また、農業版BCPの実効性向上や、県漁業版BCPに基づき、関係団体におけるBCP作成の支援を行うとともに、海上避難訓練により、大規模災害に備えた事前復興を推進いたしました。

（5）自然災害等への対応については、治山施設や海岸保全施設の整備を実施するとともに、危険箇所^{じん}の日常点検を推進し、計画的な防災・減災対策による農山漁村地域強靱化に取り組んでまいりました。

続きまして、5、地域を「守る」でございます。

（1）多様な主体による協働活動と農林水産業への参画については、農林水産業の体験や学習の場を提供するとともに、農山漁村地域での協働活動や、県民総ぐるみでの森林づくりなどを推進いたしました。

6 ページでございます。

（2）移住・定住に向けた都市農村交流の促進につきましては、むらのたから認定地域における地域資源を磨き上げ、情報発信するとともに、農泊の推進やかんきつ人材の育成とにぎわい交流を推進する新たな拠点の開設により、都市と農山漁村の交流を促進してまいりました。

（3）中山間地域等への支援につきましては、日本型直接支払制度を効果的に活用するとともに、住民が行う将来ビジョンの作成から実践までをパッケージとして支援することにより、魅力ある地域づくりを推進してまいりました。

また、地域の宝、棚田が恒久的に維持されるよう、地域の振興施策を推進するとともに、とくしま林道ナビを充実させ、中山間地域の活性化につなげてまいりました。

（4）鳥獣による被害の防止については、鳥獣被害に対して集落対策を軸とした防護に取り組むとともに、捕獲からジビエとしての消費までの一貫した対策を推進いたしました。

（5）地球環境の保全への貢献につきましては、小水力などの自然エネルギーを活用した発電施設の導入支援や、バイオマスの有効利用の検討、促進を図るとともに、使用済み農業用フィルムの安定的な処理体制の確立や農業者への意識啓発に努めてまいりました。

（6）地球温暖化への対応につきましては、高温に強い水稻品種あきさかりやワカメ等の新品種の導入促進、新技術の開発など、適応策に取り組ましました。

また、間伐、再造林などの森林整備をはじめとする緩和策^{じん}に取り組み、強靱でしなやかな農林水産業の実現を図ってまいりました。

7 ページでございます。

このページから29ページにかけては、主要事業の内容及び成果を記載させていただいております。時間の都合上、説明は割愛させていただきます。

続きまして、30ページでございます。

歳入歳出決算額でございます。

まず、一般会計でございますが、歳入決算額の合計につきましては、最下段の計欄に記載のとおり、予算現額283億9,813万2,391円に対し、収入済額188億6,445万6,860円でございます。収入未済額316万3,000円につきましては、森林整備課におきまして、工事請負契約解除に係る前払金の返納金未納によるものでございます。

31ページでございます。

歳出決算額の合計につきましては、最下段の計欄に記載のとおり、予算現額494億4,304万5,021円に対し、支出済額344億3,048万9,962円でございます。

32ページ、特別会計についてでございます。

農林水産政策課，スマート林業課におきまして，五つの特別会計を所管しておりますが，歳入決算額の合計につきましては最下段の合計欄に記載のとおり，予算現額2億747万5,000円に対し，収入済額7億7,073万4,636円でございます。

なお，収入未済額1,882万6,416円についてでございますが，農業改良資金貸付金特別会計におきましては，栽培不振による低所得及び離農による債務償還の停滞によるもの，林業改善資金貸付金特別会計におきましては，債務者の破産による債務償還の停滞によるものでございます。

33ページでございます。

歳出決算額の合計につきましては，最下段の合計欄に記載のとおり，予算現額2億722万5,000円に対し，支出済額1億8,382万3,564円でございます。

農林水産部の概要説明は，以上でございます。

御審議のほど，どうぞよろしくお願いいたします。

岩佐委員長

以上で，説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは，質疑をどうぞ。

庄野委員

私のほうからは，担い手の対策についてお尋ねしていきたいと思えます。

農林水産そして畜産等々の担い手対策を，いろんな形でやられていると御説明がございました。私も6月定例会で質問させていただきましたけれども，県内の農山漁村地域に目を向けてみますと，過疎化の進行によって，かつて農業や林業，漁業，畜産業，いわゆる一次産業が盛んであった，南であったり西であったり中であったり，そういうところで高齢化とか人口減少に伴う担い手不足が深刻となっており，県も予算をつぎ込んで，今までかなり積極的に取り組んでこられました。これはすぐにできるような問題ではないのですけれども，今まで県が取り組んできた担い手対策を教えていただきたいと思えます。

多田農林水産総合技術支援センター経営推進課長

ただいま委員のほうから，新規就農者の確保につきまして御質問を頂きました。

農業の維持発展のためには，担い手の確保がその基本となるものでございまして，生産者がいなければ農業が成り立っていかないということもありますし，新たな担い手が活躍する農村風景は地域の活性化にもつながるものでありますので，担い手の育成は農林水産振興の一丁目一番地という気概で今取り組んでいるところでございます。

そこで，まず農林水産総合技術支援センターにおきましては，就農に関する各種相談に応じますワンストップ窓口を開設するとともに，農業大学校におきましては，アグリビジネスアカデミーにおけます各種技術研修を実施しまして，農業技術力の向上を促しているところでございます。

また，実際に就農する方に向けましては，国の事業を活用いたしまして，就農前の研修期間中や就農直後の所得支援を行います農業次世代人材投資資金や農業法人等が就農希望

者を雇用し、研修を支援するための農の雇用事業を活用しまして、支援しているところでございます。

さらに、県単事業といたしまして本県で就農を目指す方に対してお試し期間としまして、4か月間にわたり農業法人や先進農家で実践的な農業技術の習得ができます、就農率の高いとくしま就農スタート研修を創設しまして、積極的に活用を進めているところでございます。

加えて、新規就農者の定着対策といたしまして、指導農業士、篤農家の方々が新規就農者のは場で実際に指導を行います農業チューター制度や農業機械、施設の整備に向けましては国の交付金の活用、そして施設整備や運転資金等に活用できます資金の利用促進を図ってございます。こうしたことによりまして、新規就農者の確保や定着に戦略的に取り組んでいるところでございます。

庄野委員

国の事業とか県単事業を、うまく予算を使いながら、担い手の確保は一丁目一番地というところでやられてきたということでございます。

これだけ過疎化してきたり人口が減少してきたりすると、なかなかすぐには難しい部分もあるのですけれども、農林水産業に従事して、その人たちがそこに定着して子育てもできるような収入が得られるという状況になってくれば、県土の大きな発展となります。

人口減少はかなり厳しい状況で続いていくと予測されていますけれども、そこを食い止めて県土を健全な形にしておくのは、農業、林業、水産業だと思います。

都会よりも田舎で住むほうが、生活していく上の必要経費も少ないと思います。また、きれいな自然の中で暮らしていけたら、若者にとっても幸せだろうなと思います。

そういう意味で農林水産業、畜産業に若い方が担い手として定着されて、そこで実際に住んで地域の方々と親しくなって暮らしていけるような、そうしたスローライフ的な暮らし方ができる社会を、私は目指していくべきだと思っているのです。そのために実際にそうした方ともお会いしたこともあります。都会の厳しい中で住むよりも子育てが本当にやりやすいとか、近所の人たちに野菜を頂いたり、作り方を教えてもらったりしていると聞くこともあるのですけれども、そうしたことをこれからもやっていってほしいと思います。

これまでの担い手対策の結果、実際にどの程度の新規就農者が獲得できたのか、そして、定着ということまで分かれば教えていただきたいのですけれども、どうでしょうか。

多田農林水産総合技術支援センター経営推進課長

ただいま、新規就農者の推移につきまして、御質問いただきました。

先ほど御答弁させていただきましたように、様々な新規就農に向けた施策をうまく組み合わせまして新規就農者のニーズに対応できるように取り組んできたところ、県内の新規就農者数につきましては、平成18年に60名だったものが平成21年度からは100名前後で推移してございまして、県単のとくしま就農スタート研修が始まった平成28年度以降は140名を上回っており、ワンステージ上がったような状況で推移しているところでございます。

また、先月、確定いたしました令和2年度の新規就農者数は初めて150名以上になったところをごさいます、基本計画に掲げてございます200名に向けまして、更にワンランク上げていきたいと考えているところをごさいます。

このためにも、とくしま就農スタート研修などを武器に、きめ細かな支援策を積極的に推進いたしまして、新規就農者の方々が将来にわたり本県の農業、農村をけん引する担い手として活躍できるように、しっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

庄野委員

令和2年度150名と、結構、新規就農者がいるということで、この方々が県内で産業の担い手として働いて、この延長線上に地域の中で子育てもしながら暮らしていけるような状況が生まれてくれば、本当にいいなと思います。

新規就農というのは一つの大きな決断でございますので、思い切って決断してよかったなと思われるように、県とか市町村も含めて、これから相談に乗ってあげたり、それから資金面でもそうした方々への支援を続けながら、新しい第一次産業を担ってくれる方々がそこで住むということが地域の活性化になると私は思っておりますので、一朝一夕にはいきませんけれども、息の長い取組、そして予算の投入も含めてお願い申し上げて終わりたいと思います。

山西委員

私からは1点、老朽ため池等整備事業について、お尋ねいたしたいと思います。

平成30年7月豪雨等で多くのため池が決壊して、それ以降対策が求められているところであります。

そこで、令和2年度の事業で、この老朽ため池対策がどこまで進んでいるのか、お伺いいたします。

太田生産基盤課長

ただいま山西委員から、令和2年度におけます農業用ため池の取組の状況について御質問を頂きました。

本県には農業用ため池が544か所ございまして、古くから地域農業を支える貴重な水源として、先人のたゆまぬ努力により受け継がれてまいりました。

県では、農業用ため池のハード対策といたしまして、決壊した場合の影響が大きいため池につきまして、これまでの調査結果やため池の利用管理状況を踏まえ、優先度の高いものから順次、対策工事を実施してまいるとともに、将来的に農業利用の見込みがないため池については、廃止についても推進してきたところをごさいます。

そのような中、令和2年度におきましては、8か所のため池に対する対策工事と4か所のため池の廃止を行ってきたところをごさいます。

また、このため池につきましては、先ほど委員のほうからも平成30年豪雨のお話がありましたように、決壊となった場合に下流への影響が非常に課題となっているという中で、国からの通知でありますとか、令和元年度に成立いたしました、農業用ため池の管理及び保全に関する法律、いわゆるため池管理保全法におきまして、決壊した場合に人的被

害を及ぼすため池につきまして、住民の緊急時の迅速な避難行動につなげるための避難場所や避難経路などを周知するとされておりまして、県といたしましては市町村と連携して、ため池ハザードマップの作成を推進してきたところでございます。

令和2年度につきましては199か所のハザードマップ又は浸水想定区域図を作成してまいりまして、作成が必要な防災重点ため池405か所全てについて作成、公表を完了しているところでございます。

また、監視体制の強化に向けまして、監視カメラや水位計の設置につきましても市町村や管理者と協力しながら推進しているところでございます。

山西委員

よく分かりました。

あと、ため池は先ほど御答弁にもありましたように、歴史が古いものでございまして、所有者が不明というため池も多いと、これは全国的な話ですけれども、お聞きするところでもあります。現状、県内の所有者の把握はどこまで進んでいるのか、お伺いいたします。

太田生産基盤課長

ただいま、県内の農業用ため池の所有者等の状況について御質問を頂きました。

農業用ため池の所有者、管理者につきましては、令和元年7月に施行されました農業用ため池の管理及び保全に関する法律におきまして、県に届出を頂く仕組みになっております。

県としましては、この法律に基づきまして市町村と連携しながら、ため池の所有者、管理者に対して、丁寧に法律の趣旨を説明させていただきまして、届出について御協力、御理解を頂きながら、届出の促進に取り組んでおるところでございます。

このような中、県内にはため池が544か所あるわけですけれども、うち113か所につきましては市町村が所有、管理するため池となっております、土地改良区や水利組合、個人が管理している届出が必要なため池については431か所となっております。

令和2年度末につきましては、このうち379か所から届出を頂いておりますが、未届が52か所ございます。この52か所のうち32か所が所有者及び管理者が不明というところがございます、残りの20か所については、その法律の趣旨が十分に御理解いただけていないことが要因で、届出が行われなかったというところかと思っております。

こちらについては、今年度も引き続き、関係者に対しまして丁寧に趣旨を説明して届出を促しているところでございまして、未届の20か所のうち、今年度9月末までに10か所の届出を頂いているところでございます。引き続き、残りのため池についても届出を頂くよう真摯に取り組んでまいりたいと思っております。

また、委員から御指摘がございました、所有者不明のため池につきましては、ため池管理保全法に基づきまして、今後、市町村による施設管理権取得に向けまして協議を進めてまいりたいと考えております。

山西委員

よく分かりました。

大分進んできたなという感じを受けました。

所有者不明あるいは所有者は分かっているけれども、なかなか手を加えることが難しいため池も非常に多いかと思えます。そういったところも含めて市町村と連携しながら丁寧な手続を進めていただきたいと思います。

最後に、今の老朽ため池の存在をどのように認識し、今後どういう方向性でため池対策に取り組んでいくのか、お伺いいたします。

太田生産基盤課長

ただいま、農業用ため池に対する認識と今後の取組について御質問いただきました。

冒頭、委員のほうからもお話がございましたように、農業用ため池につきましては、把握ができているものの大半が江戸時代以前にできているということで、老朽化が進んでいるものが大変多くございます。

ただ、またその一方で本県、特に吉野川の北岸筋でありますとか、河川の表流水がなかなか取れない地域で貴重な水源として、先人たちが守り抜いてきた重要な施設であると考えております。

このため、基本的には、ため池が今後も利用できていくように、市又は管理者と、しっかりと取り組む必要があると考えておるところでございます。

また、そのような中で、昨年10月に防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法が議員立法により成立したところでございます。この法律に基づいて、下流に人的被害を及ぼす可能性があるため池については、集中的に調査や対策を講じることになっております。

先ほど御説明させていただきました、令和2年度末までに作成いたしましたため池のハザードマップを基に、より詳細に人的な被害が想定されるため池の確認を、今年度に入らせていただいているところでございます。

水深とか流速等も考慮した結果、362か所が人的被害の可能性のあるため池ということで、今年6月に防災重点農業用ため池として指定させていただいたところでございます。

この362か所のうち、最近ため池の防災工事が終わったばかりのものを除いて、348か所を対象に今年度、全て劣化状況評価をやり終えるということで、ただいま取り組んでおるところでございます。

この評価結果に基づきまして、市町村並びにため池の所有者、管理者と、将来の管理を見据えて、個々のため池の現状と今後のため池対策について共有を進めて、具体的な対応等について取り組んでまいりたいと考えております。

山西委員

よく分かりました。

引き続き、対策のほうをよろしく願います。

山田委員

私のほうからも、2点確認したいと思います。

今、多田課長から新規就農者の状況が出たんですけれども、第3次徳島県食料・農林水

産業・農山漁村基本計画は令和2年度が最終年度となっております。

いろんな項目があるんですけども、いわゆる新規就農者や就業者について聞きたいと思います。令和2年度末まで新規就農者が目標は1,330人とか、林業関係で240人とか、漁業関係で360人という目標が設定されておりました。

それぞれどういう状況になったのかということと、それについての評価と対応についてお伺いします。

多田農林水産総合技術支援センター経営推進課長

ただいま、新規就農者の実績につきまして御質問いただきました。

先ほど庄野委員の質問にも御答弁させていただきましたように、様々な新規就農に向けた施策をうまく組み合わせることによりまして、新規就農者のニーズに対応できるように取り組んできたところ、平成18年度に60名だったものが平成21年度から100名前後に増えてきてございまして、直近では140名前後ということでございます。具体的なここ5年間の実績を申し上げますと、平成28年度が146名、平成29年度が141名、平成30年度が126名、令和元年度が149名、令和2年度が150名でございまして、先月確定しました令和2年度の新規就農者は、初めて150名以上になったような状況でございます。

これを今度、基本計画に掲げている年間200名に向けまして、これから更にワンランク上げていきたいと考えているところでございます。農業は以上です。

（「トータルは」という者あり）

単年で計算しているので、全体の数字が手元にはございません。申し訳ございません。

今の累計の数字を申し上げますと1,053人になってございます。

小杉スマート林業課長

林業の就業者の実績につきましては、平成28年度が34名、平成29年度が53名、平成30年度が29名、令和元年度が38名、令和2年度が31名となっております。

里水産振興課長

漁業の新規就業者の状況でございますが、平成28年度が23名、平成29年度が24名、平成30年度が21名で令和元年度が10名、令和2年度が21名でございます。

山田委員

今、平成28年度からいろいろカウントしていたけれども、基本計画は平成29年度から令和2年度まででしょう。平成29年度から令和2年度までの第3次の基本計画の目標に沿う新規就業者数と実績を、後でペーパーで結構ですから頂きたいと思います。

もう1点だけ質問したいと思います。

私は、4年に1度、この決算認定特別委員会の委員が回ってきておりまして、吉野川下流域の農地防災事業についても度々質問してまいりました。

令和2年度までの事業費ベースの進捗状況、それと県費の負担額及び幹線工事ができて県営、市町村営というか、そういう関連の附帯工事が進まなければ水はつながりません。その状況等々も含めて端的にお答えください。

中原生産基盤課水産基盤・国営担当室長

ただいま、国営の吉野川下流域地区についての御質問を頂きました。

まず進捗状況を事業費ベースで申しますと、令和2年度末で96パーセントとなっております。それと、これまでの県負担額は283億6,000万円となっております。

また、国営幹線以外の末端部分の状況という御質問を頂きましたが、この末端部分については県とか市町とか土地改良区が事業主体になって、関連事業ということで整備していくこととしております。

全体で52地区計画されておりますが、現在までに27地区が完了してございまして、現在5地区におきまして事業を実施しておるところでございます。

山田委員

まず国営農地のこの吉野川の事業費、県費は出ましたが、総事業費は一体幾らになったのかという点と、もう1点、52地区中、現在実施中の5地区も合わせて32地区実施、残り20地区という状況になっているわけですが、この農地防災事業はいろんな声があったんです。ばく大なお金が掛かっていると。費用対効果の面で、これをほかの農業施策に充てたらもっと違った格好で進んでおったのではないかという意見もあります。

しかし、ここまで来ているとなった。これが最後まで、農家の皆さんのところまで届くのか、それはいつ頃になるのかという点も併せて端的にお答えください。

中原生産基盤課水産基盤・国営担当室長

まず、全体の総事業費でございます。

総事業費は1,626億円となっております。

それで、水がいつ届くのかという御質問でございます。

先ほど申しました関連事業の数字で計算しますと、残り20地区につきまして、これから事業化が必要になってございます。この関連事業をするにはどうしても農家負担が伴ってまいりますので、農家の方に費用の負担をお願いすることになります。今、水が通っている区域では、非常に楽になったとかあるいは水がきれいになったというお声を頂いております。これから事業化していく地域の皆様には、楽になったというお声を頂いている地域を現地で見させていただくなどして、気運を盛り上げて早期事業化に取り組んでいきたいと思っております。

それと、関連事業は規模にもよりますが、大体5年から9年の時間を要しておりますので、現時点でいつまでに全域に水が行くというところは明言できない状況です。県としても関連事業を進めるために、昨年度、JAさん、市町さんと一緒に協議会を立ち上げましたので、これを母体にどんどん進めていけたらと考えておるところでございます。

山田委員

この事業は当初550億円で平成18年度に終了と掲げられました。県議会でも度々議論になりました。

それが、550億円が1,620億円まで引き上がった。完成年度については、使える年度につ

いてはまだなかなか分からないという状況なんです。

だから、この事業については引き続き関心を持って見ていきたいと思います。

梶原委員

2点お伺いします。

まず、ターンテーブルについてお伺いします。

この2年間、コロナ禍の中で大変厳しい状況が続いていると思うんですけども、令和2年度の収支の状況と現在の状況、また今後の見通しについて教えていただきたいと思います。

七條もうかるブランド推進課長

ただいま、ターンテーブルの令和2年度の運営状況についての御質問を頂戴いたしました。

令和2年度につきましては、御案内のとおり、ターンテーブルが所在しております東京都におきましては、新型コロナウイルスの感染が非常に著しいものがございまして、年度内2回にわたり緊急事態宣言が発出されておきまして、延べ122日間の措置日数がございました。

こういったことから、都内におきましては不要不急の外出の自粛でありますとか、飲食店等営業時間の短縮、それからイベントの開催の制限など人流を抑制する取組が行われたところでございます。

こうした中で、飲食店、宿泊施設それから観光施設におきましては、夜の飲食の機会ですとか県域を越えた旅行者、それから宿泊が大幅に減少するとともに、特に海外との往来がコロナ禍で途絶えまして、それまで非常に旺盛でありました訪日外国人旅行者が激減するなど、1年を通じまして非常に厳しい状況下でございました。

ターンテーブルにおきましては、特にインバウンド需要が非常に大きかった宿泊部門につきましては、ほぼ1年間を通じまして休止を余儀なくされたような状況でございます。また、夜の夕食需要が非常に激減しております。

このような中におきまして、ランチを中心としました県産食材の良さを引き出すメニューの開発ですとか、それから新たにお弁当、テイクアウトメニューの開発ですとか、農産物の物販、マルシェを積極的に展開いたしまして、運用の目標と掲げておりました施設の利用者数3万人に対しまして、3万1,296名と目標をクリアしたところでございます。

なお、県産品の飲食におけます仕入額、それから販売額につきましては先に御案内いたしましたように、テイクアウトの取組に加えまして、ターンテーブルのみならず東京、特に徳島県出身の方で構成されます徳島飲食会というネットワークを構築いたしまして、こういった店舗と連携いたしまして、こういった関与売上げも含めまして、売上額は2億7,377万1,000円ということで目標額をクリアしたところでございます。

これに伴います仕入れにつきましても、1億9,728万9,000円を記録しておきまして、目標額を大きくクリアしたところでございます。

一方、目標に掲げておりました、市町と連携いたしました地域の伝統文化や観光資源の

魅力発信など、関係人口の創出に向けた交流イベントにつきましては、集客を伴いますイベントの自粛等がございまして、当初掲げておりました3,000人という目標に対しまして、2回の開催にとどまり89名、この開催につきましても徳島県内地元とオンラインで結ぶ形で実施したということでございます。

あと、他の府県におきましては、例えば有楽町ですとか、日本橋とか、常日頃から人流の多いところで物販を中心に展開している都道府県が多い中、ターンテーブルにつきましては、宿泊ですとか飲食に一、二時間を割いていただいて徳島を体験、体感いただくコンセプトでやっております。

こういった他の都道府県と異なるコンセプト、それからターンテーブルが立地します緑多い渋谷区の公園の横というお店のロケーションですとか、ITとかクリエイティブ系の企業が集積するエリア、さらには店内のデザインもマスコミ等に受けまして、テレビ、雑誌、それから一般の方のSNS等で多く情報が発信されたことによりまして、かなりの宣伝効果があったものと考えております。

こういったことから、当初の設置目的につきましては、令和2年度におきましてはおおよそその項目で目標を達成したものと考えております。

なお、御案内のとおり、イベント等どうしてもコロナ禍の影響を受けるものについては未達成という現状でございます。

今年度に入りましてからの現状でございますが、4月以降も緊急事態宣言、それからまん延防止等重点措置等の措置がなされておまして、9月末までに138日間に及ぶ制限が出されておまして、引き続き飲食、宿泊業界においては非常に厳しい状況が続いております。当初の宿泊、飲食を用いたというようなことが非常に厳しい状況でございます。

運営事業者におきましては、徳島の農産品、それから地域文化、更には徳島に誘客というアンテナショップの目的達成のために非常に意欲的にいろんな工夫を頂いております。ターンテーブルのオリジナルの商品、プライベートブランドを作るということで、既に第1弾が新聞でも報道されておりますが、阿波番茶をプライベートブランドとして東京で売り出したり、それから美馬市で生産いただきました小麦をパスタとして東京で販売すべく開発のプロジェクトが進んでおるところでございます。

あと、9月より運行しております貨客混載のバスで、少量、多品目の輸送が可能となりました。実は本日も、県内各地の青果物が輸送され、向こうで消費者の方でどのような反応があるかというテストマーケティングが行われております。生産者の方は、自身が作った商品がどういった評価を受けるか、非常に楽しみと期待を持って、ターンテーブルと共に取組を行っているところでございます。

10月1日からは、ターンテーブルの事業者が横浜エリアの店舗の方々に声を掛けまして、緊急事態宣言解除をにらんで既に阿波尾鶏フェアを開催させていただいております。ターンテーブルの施設運営のみならず、東京、横浜近辺で非常に積極的な取組をさせていただいているところでございます。

コロナ禍の収束が段々と見えてまいりましたので、引き続きしっかりと徳島県産品の販路拡大、需要喚起、それから徳島全体の発信に努めてまいりたいと考えております。

梶原委員

様々な工夫を凝らして本当に大変な中の経営ですので、しっかりバックアップしていただきたいと思います。

ターンテーブルはホテルとレストランを丸1棟借りており、契約年数が5年と聞いているのですが、今年が最終年度ですね。来年度以降の契約の継続の見通しについては、どのような認識なのでしょう。

七條もうかるブランド推進課長

ターンテーブルの設置に係る契約の状況と見通しという御質問かと思えます。

ターンテーブルは委員お話しのとおり、5か年の定期建物賃貸借契約をまいておまして、平成29年度から令和3年度までの5か年の契約となっております。

したがって、今年度が最終年度になりますが、現契約におきまして、来年度、令和4年4月以降の契約を継続するならば、1年前までに契約の意思を示しておくという定めになっております。具体的には、徳島県が建物を借りております、ジャパンアセットマネジメント社に対しまして、今年の3月16日付けで再契約の申入れをさせていただきまして、現在新たな契約の管理区分などの各条項について協議を進めているところでございます。

また、運営事業者でありますターンテーブル社との定期建物賃貸借契約につきましては、現在の事業者でありますターンテーブル社から、今年の3月8日付けで来年4月以降の再契約の申入れが行われておりますので、現在、賃貸借の運用条件等につきまして、それぞれ協議を進めているところでございます。

なお、正式な契約締結につきましては、本年度2月議会での令和4年度予算に係る御議論を踏まえまして、その後に正式な契約締結をしたいと考えております。

梶原委員

事業継続に向けて意欲を示されているということで、テナントがいてこそこの事業だと思いますし、関東近郊の徳島県産の材料を使ったお店との様々な連携をされて、本当に涙ぐましい努力をされていると思いますので、しっかりとフォローしていただければと思います。

ジャパンアセットマネジメント社から5,000万円で県が借りて、それで家賃を2,000万円と設定していると。家賃は減免されているとお聞きしておりますけれども、こんなひどい状況の中ですから、ジャパンアセットマネジメント社にも交渉していただいて、賃貸料の見直しを進めていただいて、テナントの負担がなるだけ減るような取組をしっかりとさせていただきたいので、是非ともよろしくお願いします。

それと、あともう1点が、この施策の説明書の148ページで、鳥獣被害に打ち勝つ「被害防止対策」ということで、鳥獣被害防止の様々な施策について1億2,000万円の予算を使われております。

以前から私もお聞きしていることなのですが、数年前から吉野川沿岸のブロッコリー農家に、カモが飛来してきて一夜のうちに苗を食べ尽くされてしまうという大変な被害が出ております。それに対して不織布のシートをかぶせて防止するという取組がなされておまして、確か国からの補助金等々を使って、その不織布の購入に充てていると認識してい

るのですけれども、この1億2,000万円の中にはそうした予算が反映されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、鳥獣被害に打ち勝つ「被害防止対策」の展開事業の中に、カモ対策が入っているかという御質問を頂きました。

これまでのカモ対策の状況についてお話しさせていただきます。

今、委員がおっしゃったとおり、平成29年度に徳島市国府町付近でカモによりますブロッコリーの食害が発生いたしました。

これを受けまして、県といたしましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用いたしまして、徳島市内7か所におきまして、センサーカメラの設置や農業用不織布の被覆による被害防止対策の実証調査を行いました。

その実証調査の結果、農業用不織布の被覆は、被害防止に非常に効果があると分かりましたので、カモ被害の対策マニュアルを作成いたしまして、生産者の方々へ普及を図ってまいったところでございます。

平成30年度以降につきましては、徳島市鳥獣被害対策協議会が事業主体となりまして、国の交付金を活用いたしまして事業費の2分の1を補助いたしまして、農業用不織布の被覆を中心とした被害防除対策に取り組んでいるところでございます。

令和2年度は、今おっしゃられました鳥獣被害に打ち勝つ「被害防止対策」の展開事業によりまして、151万8,000円の事業費の2分の1でございます75万9,000円を徳島市鳥獣被害対策協議会に交付いたしまして、2.6ヘクタールのブロッコリーほ場に不織布を設置したところでございます。

梶原委員

2分の1ということで、後は受益者負担ということですが、これからどんどん被害が大きくなる可能性もあるので、国と市町村に任せるというのではなくて、また県からも様々な支援を検討していただきたいと思います。

国府のほうは青年部の方が非常に頑張っておられます。カモだけでなくイノシシ、サルとか、鳥獣被害は本当に大変多いです。生活が懸かっておりますので、力を入れていただきたいと思います。よろしくお願いします。

大塚副委員長

端的にお願いしたいと思います。短時間でやります。

農福連携について少しお尋ねしたいのですが、庄野委員が農林水産業の担い手が足りないということで、農福連携について確か委員も1回やられたと思うのですが、単純作業とかいう場合は知的障がいのある方は非常にできるし、社会貢献になるし、収益にもなるし、非常に大事なことだと思うのです。

農業をやられている方が、何か障がいのある方の施設を造るといふか、そういう取組も始まっているとちらっと聞いたのですが、簡単に教えてください。

多田農林水産総合技術支援センター経営推進課長

ただいま大塚副委員長から、農福連携につきまして御質問を頂きました。

農福連携とは、先ほど委員からもお話がありましたように、農業の現場と福祉の現場を連携させる取組でございまして、障がい者等が農作業や加工販売などの作業に従事することによりまして、自分の働く場所を確保でき、居場所も見付かる取組でございます。

農林水産業には就労訓練や雇用、生きがいの場になるだけではなく、農業経営体における労働力の確保と売上げの増加、福祉事業体における賃金工賃の向上や心身の改善など、双方にメリットがあるところでございます。

働き手の確保はもとより地域の活性化にもつながるものということで、現在、力を入れているところでございまして、本県におきましては、県内に福祉施設が約100施設あるうち、令和2年度で見た場合には43施設で農福連携の取組がされているところでございまして、このうちの22施設が自作のほ場を持って自作農をされており、あと27施設が農作業等の請負を行っている状況でございます。

大塚副委員長

非常に大事なところですので、進めていっていただきたいと思えます。

一つだけ要望なのですけれども、ため池のことで、うちの辺りも非常にため池が多いし、私の所にも池がありまして、今コイとフナをやっています。私の友達もホンモロコを育てて、食材に使ったりしているのです。

ため池の対策でお金がたくさん要すると思うのですけれども、どうにか利用できないかということで、消毒剤などを付近にまかなかたらフナとか、コイとか、ホンモロコとかを実際育てることができるし、観光にもつながると思うのです。食料につながる可能性もありますし、是非そういう視点から対策を進めていっていただきたいと思えます。

岩佐委員長

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、農林水産部関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（14時01分）